

酒田市立平田中学校同窓会会則

- 第一条（名 称） この会は酒田市立平田中学校同窓会という。
- 第二条（事務所） この会は事務所を平田中学校内におく。
- 第三条（目 的） この会は会員相互の研修と親和を図るとともに、母校の発展と地域社会の教育の振興に貢献することを目的とする。
- 第四条（活 勤） この会は前条の目的を達成するため、次の活動をする。
一 会員の親和をはかり相互研修につとめる。
二 母校の発展に寄与する。
三 地域社会の振興につとめる。
四 会員並びに客員の慶弔等に関すること。
五 その他必要と認めたこと。
- 第五条（会 員） この会の会員は平田中学校の卒業生とする。ただし、旧中平田中学校・旧北平田中学校・旧東平田中学校の卒業生にしてこの会の趣旨に賛同し、希望するものは会員とすることができる。
- 第六条（会 計） この会の経費は入会金・寄附金及びその他の収入をもってあてる。
一 入会金は七百円。
二 会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日を以って終る。
- 第七条（役 員） この会に次の役員を置く。
一 会長 一名 二 副会長 一名
三 幹 事 若干名（庶務幹事二名、会計幹事二名）含む。
四 評議員 若干名 五 監査委員 二名
- 第八条（役員の任務） この会の役員の任務は次のとおりとする。
一 会長はこの会を代表し会務を総理する。
二 副会長はこの会を補佐し、会長事故あるときは代行する。
三 幹事は会長の指揮を受け、この会の運営に関する企画・立案にあたる。
庶務幹事・会計幹事は、それぞれこの会の庶務・会計にあたる。
四 評議員は評議員会を構成する。
五 監査委員会はこの会計を監査する。
- 第九条（役員の選任） この会の役員は酒田市内在住の会員の中から次の方法によって選任する。
一 会長・副会長の選任は評議員会の選挙による。
二 幹事は評議員の中から卒業年度の代表として、各一名評議員会で選任する。
ただし、庶務幹事二名は評議員の中から会長が選任する。
三 評議員の選出は次の方法による。
イ 評議員は各卒業年度の代表として卒業時における学級数だけ卒業年度毎に互選する。
ロ 評議員を欠いた部落については、その代表一名を評議員会で選任する。
四 監査委員は幹事以外の評議員の互選とする。

- 五 次年度に改選せらるべき役員の選任又は欠員を生じた役員の補充は年度末の評議員会で行う。ただし、各卒業年度の代表としての評議員については三項のイの規定にかかわらず、各卒業年度毎の次年度の代表の選出が完了していない場合には評議員会で選任を代行するが、この場合その後の最初の学年会の信任を受けるか互選しなおさなければならない。
- 六 役員の任期は三年とし再選をさまたげない。ただし、欠員を生じ補充された役員の任期は前者の残任期間とする。

第十条（年 番） 年番は卒業後十年目の男子並びに卒業後五年目の女子がこれに当り、幹事会に協力して総会当日の事業の執行にあたる。
年番長一名、副年番長二名は年番の互選により選ばれ、その年度に限り幹事・評議員とみなされる。

第十一条（総 会） 総会については次のとおりさだめる。
一 総会は全会員をもって構成し、附議する事項は次のとおりである。
1 前年度の会務・決算の承認 2 役員の承認
3 その他重要事項の審議
二 総会は定期総会八月及び臨時総会とする。臨時総会は幹事会が必要と認めたとき開催する。
三 総会の議決は出席者の過半数で決する。

第十二条（評議員会） 評議員会については次のとおりさだめる
一 評議員会は会長・副会長・幹事・評議員をもって構成し、附議する事項は次のとおりである。
1 年度計画の審議 2 年度予算の決議並びに前年度決算の議決
3 役員の選出 4 会則の変更
5 その他必要な事項の審議
二 評議員会は構成員の二分の一以上の出席によって成立する。ただし、一人一名までの出席委任状を認めるものとする。
三 評議員会の議決は出席者の過半数で決する。

第十三条（幹事会） 幹事会は会長・副会長及び幹事をもって構成する。この会の執行機関であり、この会運営の企画立案にあたるほか評議員会の議決に基づき事業を行う。

第十四条（支 部） 酒田市在住以外の会員は支部を設けることができる。

第十五条（客 員） 平田中学校に勤務した教職員及び現在勤務中の教職員はこれを客員とする

第十六条（簿 冊） この会に次の簿冊を備える。
一 同窓会会則 二 役員名簿 三 会計簿
四 会議録 五 会員並びに客員名簿

第十七条（細 則） この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて評議員会の議決を経てさだめる。

（附 則） この会則は昭和三十七年八月十四日より施行する。

